

山口県天然更新完了基準

平成28年11月30日

1 更新対象地

本基準を対象とする森林は、伐採及び伐採後の造林届出書において造林の方法が天然更新とされている箇所等とする。

特に、人工林を伐採し天然更新を予定する場合は、更新対象地内に残存する母樹及び周囲の種子の供給源となる天然林の配置等から天然更新の可否を慎重に判断するものとする。

2 更新対象樹種

更新対象とする樹種は、針葉樹及びシイ類・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ、ヤマグワ、カラスザンショウ等の広葉樹であって、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

3 更新及び更新補助作業

- (1) 対象とする更新種は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 更新補助作業については、「地表処理」、「刈出し」、「植込み」等とし、実施にあたっては、造林技術基準解説（平成13年4月林野庁監修）を参考とする。

4 期待成立本数

更新対象樹種の期待成立本数は、10,000 本/ha とする。

5 更新の判定基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が、周囲の草丈を超えた稚樹、ぼう芽枝等とする
- (2) 天然更新すべき立木の本数が、期待成立本数（生育し得る最大の立木の本数）の3割（3,000 本/ha）以上とする。このとき、6の調査により、3,000 本/ha以上成立するプロット数が、全プロット数の70%以上となる状態をもって天然更新の完了とする。

6 更新調査の方法

- (1) 調査の時期は、伐採後5年以内とする。
- (2) 明らかに本基準を満たしていると認められる場合は、目視とする。
- (3) 目視による判断がつかない場合は、原則としてプロット調査による。
 - ・ プロットの大きさは、実測又は目測で水平距離5 m×5 m
 - ・ 天然更新対象地面積1ヘクタール毎に、尾根部、中腹部、谷部で各1箇所以上とする。ただし、対象地の後継樹の発生状況が、ほぼ均一と判断される場合は、標準地の数を減ずることができる。
 - ・ プロットは対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
- (4) 更新対象樹種の樹種名と本数を記録する。
- (5) 目視又はプロット調査の結果は、野帳（別紙）にまとめ、位置図（森林計画図）及び更新状況の確認できる写真とともに5年間保存する。

7 天然更新の完了基準を満たしていない場合の対応

6の調査の結果、5の基準を満たしていない場合は、伐採後7年以内に、植栽もしくは追加的な更新補助作業を実施すること。なお、シカ等の食害が予測される地域では、獣害対策の実施を促進すること。